

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を
改正する訓令（案）の概要

1 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）により、平成28年4月1日から新たな学校の種類として「義務教育学校」の制度が設けられることとなったことに伴い、標記訓令の一部を改正するものである。

【法概要】

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を、新たな学校の種類として制度化したもの（平成28年4月1日施行）

2 改正内容

- ・教育事務所各課の所掌事務に義務教育学校に係る事務を加える。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第15号

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

平成28年3月24日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程（昭和32年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課及び係)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 各課の分掌事務を次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>小学校、中学校及び義務教育学校の施設整備に関すること。</u></p> <p>(10)・(11) 省略</p> <p>教職員課</p> <p>(1) <u>小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の人事及び給与に関すること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>教育指導課</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の指導及び研修に</u></p>	<p>(課及び係)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 各課の分掌事務を次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>小、中学校</u>の施設整備に関すること。</p> <p>(10)・(11) 省略</p> <p>教職員課</p> <p>(1) <u>小、中学校教職員</u>の人事及び給与に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>教育指導課</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>小、中学校教職員</u>の指導及び研修に</p>

